

平成27年 7月 1日公表

市民参加手続の省略について

次のとおり市民参加手続を省略します。

| | |
|-------------|---|
| 対象案件 | 国民健康保険税条例改正（賦課限度額改正） |
| 公表場所（供覧・閲覧） | ・行政情報コーナー（市役所ロビー） ・山部、東山支所 ・文化会館ロビー ・図書館ロビー ・担当窓口（ 課） ・ホームページ ・広報ふらの7月号 |
| 問合せ先 | 保健福祉部保健医療課 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 電話 0167-39-2310 ファクシミリ 0167-23-3523 電子メールアドレス: hoken-k@city.furano.hokkaido.jp |
| 省略の理由 | 国民健康保険税条例改正は、6月定例会市議会に提案・議決を得る必要があり、緊急を要するためパブリックコメント手続を省略しました。（富良野市情報共有と市民参加のルール条例第5条第2項第4号） |
| 市の原案及び関連事項 | ○改正内容 国民健康保険税の基礎課税分の賦課限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金課税分の賦課限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税分の賦課限度額を14万円から16万円にするための改正（施行期日：平成27年4月1日） |
| その他必要事項 | 平成27年6月12日 議会提案 平成27年6月26日 原案可決 |

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 広報ふらのお知らせ版 <u> 7 </u> 月号への掲載 |
| <input type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 <u> 7 </u> 月 <u> 1 </u> 日） |
| <input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（ <u> 7 </u> 月 <u> 1 </u> 日） |